

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年12月10日
発信課	税務部 資産税課
担当者	償却資産係 山口
連絡先	電話 0166-25-5904
	FAX 0166-25-7423
	E-mail sisanzei@city.asahikawa.lg

分類	その他									
日程	1 月 5 日 ~ 2 月 1 日									
発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している中小事業者等に対する令和3年度固定資産税等の軽減(特例)について									
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 制度内容 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等について、事業収入の減少割合に応じて、所有する事業用家屋と償却資産の固定資産税及び都市計画税をゼロまたは2分の1に軽減(特例)する制度です。</p> <p>2 軽減対象 中小事業者等が所有し、事業の用に供している次の資産に係る固定資産税等 (1) 事業用家屋の固定資産税・都市計画税 (2) 償却資産の固定資産税</p> <p>3 対象事業者 中小事業者等</p> <p>4 対象条件 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年の同期と比べて30%以上減少していること(認定経営革新等支援機関等の確認が必要)。</p> <p>5 軽減(特例)割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">上記3の減少割合が</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>50%以上</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30%以上50%未満</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 軽減(特例)期間 令和3年度課税分</p> <p>7 申告期間 令和3年1月5日から2月1日まで</p> <p>8 申告先 資産税課(総合庁舎3階【感染症予防のため郵送提出を原則とする】)</p>	上記3の減少割合が	区分	軽減率		50%以上	全額		30%以上50%未満	2分の1
上記3の減少割合が	区分		軽減率							
		50%以上	全額							
	30%以上50%未満	2分の1								
添付資料	<p>無</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>									
報道(取材)に 当たってのお願い										
備考	<p>広報あさひばし9月号及び12月号(予定)にお知らせ記事を掲載しています。</p> <p>制度の詳細等はホームページに掲載 (http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/112/113/200/503/d070875.html)</p>									